

## － 取引業者の皆様へ －

千葉大学は研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

本学教職員等関係者（以下「本学教職員等」という。）に対しても、研究費の不正使用に関して厳しく指導しているところですので、ご協力をお願いします。

### ◆不正行為とは

次の行為は、不正行為とします。

- ・ 預り金：本学教職員等からの預<sup>\*</sup>け金の依頼の承諾。
- ・ 品名替：取引事実と異なる品名に書き換えられた書類を大学に提出すること。
- ・ その他：上記以外の虚偽の書類の作成。

※ 預け金とは架空の発注・納品により支払われた研究費を取引先に管理委託すること。

※ 100万円未満であれば教員による直接発注が可能です。意図的に100万円未満に分割することは不正使用への加担とみなされる場合もありますのでご留意願います。

### ◆ 不正行為に対する処分

不正行為に対しては、その内容に応じて、一定期間取引を停止することになってしまいますので、本学教職員等からの依頼があっても虚偽の書類（架空取引、品名替等）の作成は絶対に行わないよう、ご協力をお願いします。

#### 【不正行為をした場合の取引停止期間】

預け金や品名替等、不正行為に対しては、その内容に応じて、**1ヶ月以上12ヶ月以内**の一定期間、取引が停止されることがあります。

### ◆ 研究費の不正使用に係る通報窓口

本学教職員等から架空発注や虚偽の書類の作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、「監査室」にご連絡下さるようお願いいたします。

千葉大学監査室 TEI：043-290-2213 FAX：043-284-2551

E-mail：[cao2213@office.chiba-u.jp](mailto:cao2213@office.chiba-u.jp)

---

千葉大学公的研究費コンプライアンス室（財務部財務企画課総務係）

TEL：043-290-2050